

申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域（浪江町）所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続で支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほか、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下申立人6名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らのうち、申立人X1、同X5及び同X6は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が令和元年12月〇日に死亡し、申立人X1、同X5及び同X6が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人X1、同X5及び同X6の知る限り、申立人X1、同X5及び同X6が、被相続人の全相続人であること。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目	住居確保にかかる費用
(1) 申立人X5の老人ホーム入居等費用	金358万4530円
期 間	自 平成25年12月分
	至 令和元年10月分
(2) 被相続人の老人ホーム入居等費用	金358万6858円
期 間	自 平成25年12月分
	至 令和元年10月分

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金717万1388円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

令和2年4月8日

（仲介委員 永山 在浩）